

令和元年度第1回岡山県私立学校審議会議事録

- 1 日時：令和元年7月22日（月）13：30～15：30
- 2 場所：ピュアリティまきび（岡山市北区下石井2-6-41）
- 3 出席委員：今井委員、川口委員、杉本委員、竹井委員、田中委員、豊岡委員、
蜂谷委員、早瀬委員、平田委員、光岡委員、三宅委員、森委員
- 4 議事録署名委員：竹井会長、川口委員、杉本委員

5 議事内容

(1) 過半数の委員出席により会議の成立を確認

(2) 諮問事項について以下のとおり審議

① 岡山県高梁日新高等学校の収容定員に係る学則の変更認可について

➤ 申請内容

ビューティー科（105人→0人）、普通科（135人→240人）

➤ 質疑・意見

前年度及び前々年度と比較して、中途退学者がかなり多い。中途退学者が出ないような指導のあり方や普通科の定員を増やしていくことに対する生徒募集のさらなる工夫について、県は学校とやり取りをしているか。

→ビューティー科を廃止して、普通科に美容コースを組み込む理由として、ビューティー科の生徒が目標とする美容師の国家試験のうち、筆記試験に通るだけの学力をつけるため、共通教科に重きを置くという意図がある。普通科の定員の充足状況が厳しいため、学校全体を一体と捉えて生徒を入学させたい。中途退学者については、どうしても進路を変更したい等やむを得ない理由によるものである。

コースというのは、どの程度の定員の縛りを持つか。

→学則上、各コースの人数の規定はない。学校は、普通コースとビジネスコースをあわせて15人、スポーツコースで25人、美容コースで40人と想定している。

普通科とビューティー科を合わせて定員に届かないことについて、どのような見通しを持っているか。全体数の推移についてはどうか。

→毎年見直し、適正規模になるように定員を減らしている。今回は、定員240人の維持を図る。

➤ 結果

認可が適当

② おかやま山陽高等学校の収容定員に係る学則の変更認可について

➤ 申請内容

普通科（366人→480人）、調理科（135人→120人）

➤ 質疑・意見

1クラスの人数が40人を超えてはいないか。

→1クラス40人という基準は守っている。現在の2年生の調理科は収容定員と同じ45人だが、それ以外の学年は40人以下である。

県外学生と県内学生の比率はいくらか。定員枠が増えた分、県内学生が増加すると、公立学校

の定員策定に影響が出るのではないか。

→県外学生と県内学生の比率は、ほぼ 1:2。現時点で定員超過しており、学校としても、これ以上学生を増やすつもりはないと聞いている。

どのくらいまで、定員を超えて在籍できるのか。

→明文の規定はない。どの学校に対しても、収容定員を守るようお願いしている。補足として、経常費補助金について、定員充足率 110%を超える学校に対しては減額措置を講じている。経常費補助金の減額措置があるにも関わらず、学生の増加による収入で収益がプラスになることはあるのか。

→定員充足率 110%を超えると、5%の減額。さらに 5%上がるごとに、減額率が高くなる。超過の加算もあり、定員超過状態が長く続くとかなりの減額となる。

- 結果
認可が適当

③ 鹿島朝日高等学校の広域の通信制の課程に係る学則の変更認可について

- 申請内容

修業年限（最高在籍年数のうち他校在籍年数を含める→含めない）

協力校（1校→2校）、技能教育施設（0校→2校）、面接実施指導施設（56校→74校）

教育課程の変更

- 質疑・意見

生徒は、岡山市内だけにいるわけではないのか。

→生徒は全国にいる。

一般に、協力校の状況をどのように把握しているか。

→各県で学則の変更認可を行うため、本県に所在する様々な学校の協力校についてまで、全てを把握することはできない。国が平成 29 年度に調査を行い、ホームページ上で公開している。

大学や専門学校を間借りしているのか。

→学校と相手方の契約による。県でも契約内容を確認している。

広域の通信制高等学校に対する補助金はあるか。

→県からは経常費補助金を支給していない。国からの補助金はある。

今後、新たな動向等については、制度概要や施設間の関係性等についても説明されたい。

- 結果
認可が適当

④ 滋慶学園高等学校の広域の通信制の課程に係る学則の変更認可について

- 申請内容

教育課程の変更

学納金の変更（一部コースにて専攻別費用を減額）

- 質疑・意見

各コースはどう違うのか。

→通学コースでは、本校に週何回行くかが決まっている。通信コースでは、自宅学習を中心と

している。

当校に協力校等はないのか。

→ある。

生徒 107 人は全国各地にいるのか。

→県内学生と県外学生の割合は、1:4。

全日制と通学 5 日コースの違いは何か。

→通学 5 日コースも全日制同様、週に 5 日通うが、午前に授業、午後に学外での活動を行う。

何といても学校は、教育の質の確保が大きな課題だと思う。広域通信の卒業生が一体どういう進路を辿っているのか、県でもできる範囲で確認し、その学校の教育の質が見られているというメッセージを示す必要があると思う。(意見)

この高校は、専門学校と隣接ということによいか。

→実際に見に行ったところ、隣接していた。

スポーツを専門にする学生もいるとのことだが、どこのグラウンドでどのような体育の授業を行っているのか。

→ゴルフ、剣道等、スポーツ専攻はさらに細かく分かれており、在籍者数が少ないことから、近隣の施設を借りて授業を行っている。

登校する学校というのは関連校も含むのか。

→関連校を含む。

➤ 結果

認可が適当

⑤ 山陽女子中学校の収容定員に係る学則の変更認可について

➤ 申請内容

定員 (210 人→270 人)

➤ 質疑・意見

共学化することで定員が充足される見込みなのか。

→学校では、共学化することで定員が充足されると見込んでいる。

➤ 結果

認可が適当

⑥ 水田和洋裁専門学校の廃止認可について

➤ 申請内容

水田和洋裁専門学校の廃止

➤ 質疑・意見

古い学校がなくなっていくのはやむを得ないが、廃止は誠に残念。

➤ 結果

認可が適当

⑦ 蒼明学院中等部の設置認可について (淳和学園)

➤ 申請内容

蒼明学院中等部の設置

➤ 質疑・意見

当校と岡山龍谷高等学校は関係があるのか。推薦枠等はあるのか。定員に対する充足率はどうか。当校と岡山龍谷高等学校は同じ教育理念の下で、教育が行われるのか。

→中高一貫校ではないので高等学校とは切り離し、中学生の間、私立の学校に通いたい世帯をターゲットにしている。定員充足率については、3学年とも定員を若干超えている。教育理念については、創設者が同じであることから、変わることはないと考えている。

近隣の公立中学校に与える影響についてどのように考えているか。

→近隣の公立中学校に与える影響について、ある程度は影響があるかと思うが、明確には答えにくい。

募集を停止していたものを再開するということだが、需要はあるのか。どんな人材育成を目指しているのか。

→人材育成については、進学校を志向する生徒の育成を目指す。そして、ニーズについては、学校側が中学校や保護者に聞いた結果、需要が見込まれるとのことであった。

募集停止した際の事情は何かあるのか。

→70年前のことであり、不明である。

当法人は、中学校卒業後に当学校法人が設置する高等学校に進学させるのか、中学校卒業後の進路は自由としているのか、どちらを狙っているのか。

→後者である。中学生としての人材を育成し、高校進学時に様々な選択肢を設けようとしている。

認可されていない段階で、ホームページや新聞で開設することを公表してよいのか。

→学校側としては早めに周知したいので、県としては認可申請中であることをあわせて周知することを条件に広報活動を認めている。

授業時数が多いのではないか。

→優秀な人材の育成のため、標準の教育課程よりも詰め込んでいる。県としては、生徒や教員の負担を考慮して、再考の余地があるのではないかと伝えている。

現在予定している授業時数が生徒の人格形成にとって適切なのかは、慎重にやり取りすべき。

詰め込み型の教育なのか、探究型の学習をするため時間が必要なのかは、確認すべき。

一般的な学生は塾に通うが、塾不要の教育をするため時間が必要なのかかもしれない。

➤ 結果

認可が適当

⑧ 大原ビジネス公務員専門学校岡山校の設置認可について（大原学園）

➤ 申請内容

大原ビジネス公務員専門学校岡山校の設置

➤ 質疑・意見

周囲に与える影響はありそうか。

→影響はあるが、岡山県はもともと県外への流出者が多いため、大きな影響を受けるとも言い難い。当学校法人はダブルスクールにも熱心であり、当校の設置により、県下の専門学校の活発化に少しでも寄与すればよいと思う。（委員間のやり取り）

➤ 結果

認可が適当

⑨ 岡山情報 I T クリエイター専門学校の設置認可について（大原学園）

➤ 申請内容

岡山情報 I T クリエイター専門学校の設置

➤ 質疑・意見

設置課程について、情報 IT 学科を工業専門課程に、クリエイター学科を文化教養課程にするべきではないか。

→県としては、情報 IT 学科は工業専門課程で問題なく、クリエイター学科は曖昧な部分もあるが誤りとは言えないと判断した。

➤ 結果

認可が適当

⑩ ドルフィン日本語学院倉敷校の設置認可について（福嶋学園）

➤ 申請内容

ドルフィン日本語学院倉敷校の設置

➤ 質疑・意見

法務省の審査結果はいつ頃分かるのか。

→6月に入国管理局による現地調査があり、特段問題はなかったとのこと。今後、文部科学省の審査に移り、おそらく12月頃と思われる。

国外の方が対象か。

→外国人留学生を対象としている。

昨年度行われた私立学校審議会の全国大会で、留学生ばかりではいけない、半数が日本人でないといけないと聞いたが、今回の設置とは関係ないのか。

→専修学校については法律上専ら外国人を対象とするものを除くという規定があるが、各種学校では問題ない。

対象が留学生ということで、自宅通学の学生はいないと思うが、寄宿舎への配慮はあるのか。

→寄宿舎について、学校での整備計画はないが、学校が周辺の物件等について紹介する。生活習慣等についても異なる部分があるかと思われるが、学校が丁寧に指導していく。

近くに倉敷外語学院があるが、兼ね合いはどうするのか。別の学校に通いながら当校にも通学するのが基本ということによいか。

→日本語学校とは、日本に留学してきた方が専門学校や大学に通う前に、半年以上日本語を学ぶ場所であるため、留学生を最初に受け入れる機関にあたる。

日本語学校を卒業すれば、どこかの専門学校に入学できるということか。

→通常の受験をして進学するための進学コースということで設置されている。

以前は、日本語能力だけでなく経済事情を理由に、日本語学校を卒業しても専門学校に入学できないことが多々あったが、どうか。

→進学コースでは、日本語能力試験のうち N1 レベルに合格することを最終目標としている。

漢字圏の中国や台湾等を中心に、進学が可能な程度の金銭的な負担が可能で、進学意欲の高い学生を主力としており、極力リタイアしないよう指導される。また、介護進学コースでは、非漢字圏の学生や日本語能力が低いレベルの学生を想定しているため、最低 N2 レベルに合格するよう指導される予定である。

介護進学コースとは、介護に関する学校に進学することを想定しているのか。進学するのであれば、日本語能力試験のうち N1 レベルを目指すべきではないか。

→基本的には、専門学校及び大学への進学を想定している。ただし、必ずしも介護分野に限定するわけではない。日本語能力に関して、非漢字圏の学生に合わせたコースでもある。当学校法人は倉敷リハビリテーション学院を設置していることから、介護の人材を確保したいという思いもある。

2年間と1.5年間のコースがあるが、1年間のコースは想定されていないのか。

→十分な勉強量を確保するにあたって、日本語学校の最長在籍期間が2年間である。1.5年間コースについては、母国の学校が10月始まり9月卒業の生徒に合わせたものであり、学校の主力である。

募集にあたって、何か所か拠点を想定しているのか。

→中国及びネパールについては、現地の学校とのつながりがある。現地の指導員を介してやり取りを行っている。

➤ 結果

認可が適当